

福島県の一部地域における汚染負荷量賦課金の申告・納付期限延長措置の終了について

東日本大震災に伴い、被災地域の事業所の皆様につきましては申告・納付期限の延長措置を実施しているところですが、この度、申告・納付期限未定であった福島県の一部地域の申告・納付の期限延長措置を、公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、平成26年3月31日をもって終了することになりました。

ただし、この期限延長措置の終了により、当該地域の事業所の皆様が複数年分の申告・納付をしなければならなくなることを考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付手続を行っていただくこととします。

同日までに申告・納付をすることが困難な事業所の方につきましては、下記連絡先までご連絡ください。

申告・納付期限延長措置を終了する地域

(平成26年1月31日付け国税庁告示第3号に掲げる地域)

「福島県」

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、  
双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、  
相馬郡飯舘村

(連絡先)

独立行政法人環境再生保全機構

補償業務部 業務課

担当 野口、岸

TEL 044-520-9552

FAX 044-520-2133